

那覇市民体育館会議室及びトレーニング室空調機取替修繕仕様書

本修繕は、本仕様書に記載されている事項により、施工を行うものとする。

本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）、機械設備工事監理指針（最新版）、その他関係法令等に基づき、安全確実に施工するものとする。

1 修繕内容

- ① 件名：那覇市民体育館会議室及びトレーニング室空調機取替修繕
- ② 修繕場所：那覇市民体育館（那覇市字識名1227番地）
- ③ 履行期間：契約の日から令和7年8月31日まで
- ④ 内容：「空調機器一覧表」のとおり

2 一般事項

- ① 本修繕に使用する資材のうち沖縄県内で生産、製造され、かつ規格、品質、価格が適正である場合はこれを優先して使用する。
- ② 本修繕に使用する機器及び資材等は、本設計図書、本特記仕様書によるものとし、全て本設計書に記載されている物と同等品、もしくは同等品以上とする。なお、機器及び資材等において参考型式以外の物を調達する予定の場合は、事前に担当課と協議の上決定すること。
- ③ 使用機器及び資材等はすべて新品とし、あらかじめ監督員の承諾をうけて使用する。
- ④ 本修繕に関わる官公庁への諸手続きは、すべて受注者の負担とする。
- ⑤ 本設計図書及び特記仕様書に疑問が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定する。
- ⑥ 本修繕の完成ならびに諸法規上当然必要と認められるものは、明記なき事項でも受注者が責任を持って施工し、その費用も負担する。
- ⑦ 本修繕の施工に際して、必要がある場合は、施工図を提出し監督員の承諾を得て施工にあたる。
- ⑧ 本修繕の施工にあたっては、施設責任者と十分に調整すること。また、館内利用者・職員の安全には十分注意すること。
- ⑨ 本修繕は、既設建築物内設備を十分に調査、確認し施工にあたること。
- ⑩ 廃棄物や副産物がある場合は写真撮影後、産業廃棄物処理場に搬入して適切に処理すること。
- ⑪ 写真は下記の項目で撮影し、提出すること。
 - ・施工前、各工程毎の施工中、完成
 - ・廃棄物や副産物の搬出状況
 - ・使用資材（規格、寸法、数量等が確認できること）
 - ・試験状況

3 仮設について

当該修繕に必要な電気、水道は館内既存施設を利用できる。

4 提出書類

- ① 修繕着手時（契約後速やかに）
 - ・着手届
 - ・現場代理人及び主任技術者届
 - ・修繕工程表
- ② 着手後（早い段階で）
 - ・使用機器材料承諾願
 - ・施工計画書（施工図等）承諾願
 - ・その他監督員が指示するもの
- ③ 完成時提出書類
 - ・完了届
 - ・試験成績書
 - ・機器材料工場試験成績書
 - ・修繕写真（施工前、施工中、完成）
 - ・その他（マニフェスト写し等、他監督員が指示するもの）